

関東信越税理士会 熊谷支部10月例会次第

日時 平成29年10月6日(金)
午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|---------------|-------------------|---|------------|
| (1) 9月 7日(木) | 支部例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 9月14日(木) | 租税教室講師研修会 | 於 | 熊谷税務署会議室 |
| (3) 9月15日(金) | 熊谷資産税研究会定期総会 | 於 | さくらめいと |
| (4) 9月21日(木) | 東京一日研修 | 於 | 東京証券取引所他 |
| (5) 9月28・29日 | 橋本直樹会員御母堂様 通夜・告別式 | 於 | 本庄市岸谷葬祭ホール |
| (6) 10月 2日(月) | 正副支部長会・署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (7) 10月 2日(金) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |
| (8) 10月 4日(水) | 県連ソフトボール大会 | 於 | 大宮健保グラウンド |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会
日時 10月6日(金)午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 支部研修会
日時 10月6日(金)午前10時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
内容 広大地評価の見直し
講師 熊谷支部 神田福男先生
- (3) 支部広報部会
日時 10月16日(月)午後6時30分～
場所 支部事務局
- (4) 熊谷税務署とのソフトボール試合
日時 10月21日(土)午後1時00分～5時00分
場所 白草台運動公園
- (5) 大里地区租税教育推進協議会役員会
日時 10月23日(月)午後3時00分～
場所 埼玉県熊谷地方庁舎 3階特別会議室
- (6) 熊谷税務署との綱紀監察協議会
日時 11月1日(水)午後3時00分～
場所 熊谷税務署
- (7) 熊谷税務署との書面添付協議会
日時 11月1日(水)午後3時30分～
場所 熊谷税務署
- (8) 熊谷税務署との協議会
日時 11月1日(水)午後4時00分～
場所 熊谷税務署
- (9) 正副支部長・地域長会議
日時 11月1日(水)午後4時45分～
場所 支部事務局
- (10) 歩け歩け大会
日時 11月8日(水)
場所 秩父札所めぐり
- (11) 農業青色申告会との協議会
日時 11月16日(木)午前10時00分～
場所 JAくまがや北部営農センター

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

《支部推薦》

熊谷固定資産評価審査委員会委員 福島泰彦会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会

三澤欣一(平成29年9月26日登録 北部地区)

〒360-0802 熊谷市下奈良545-13

TEL 048-524-3611

住所変更

金井千尋(平成29年6月26日)

〒360-0162 熊谷市村岡399-5 ダイアパレスリバーコート405号

TEL・FAX 変更なし

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 11月7日(火) 午前9時30分～

バス 午前9時10分 熊谷駅南口・市役所発

7. 次回研修予定

県北ブロック研修会

場所 ホテルガーデンパレス

日時 11月7日(火)午後1時00分～5時00分

内容 「相続税実務に役立つ裁決・判例を確認する」

講師 税理士 岩下忠吾先生

単位 4単位

8. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

*今後の例会日日程を掲載しました。(平成29年10月6日現在)

11月例会	11月 7日(火)	午前9時30分～
12月例会	12月 7日(木)	午後3時30分～
1月例会	1月15日(月)	午前9時30分～
2月例会	2月 7日(水)	午前9時30分～
3月例会	3月27日(火)	午後4時00分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

国税審判官（特定任期付職員）の募集について

支部長 各位

日ごろは会務運営に特段のご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、9月25日（月）、関東信越国税不服審判所の石川所長がご来会し、国税審判官（特定任期付職員）の募集について、添付ファイルのとおり周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

国税不服審判所では、近年の経済取引の国際化、広域化等による審査請求事件の複雑化に対応するため、高度な専門的知識・経験等を有する税理士等の民間専門家（特定任期付職員）を募集しています。応募期限は、平成29年11月17日（金）（必着）です。

詳細については、添付ファイルをご覧ください。

【参考】

- ・ 国税不服審判所ホームページ
「国税審判官（特定任期付職員）の募集について」
<http://www.kfs.go.jp/employment/tenure/career.html>
- ・ 日税連ホームページ
「国税審判官（特定任期付職員）の募集について」
<http://www.nichizeiren.or.jp/whats-new/p170912/>

平成29年10月2日

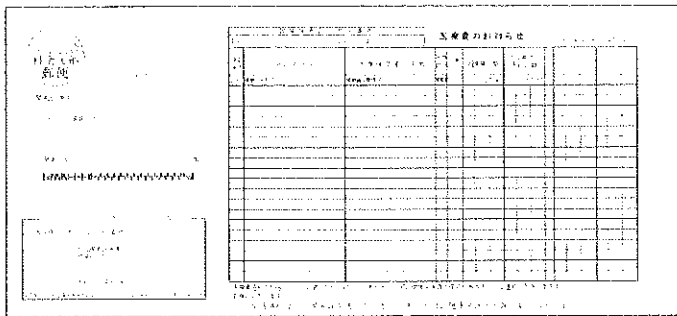
総合企画部長 大西 勉

医療費通知を活用した医療費控除について

平成29年度の税制改正により平成29年分の医療費控除申告から医療費通知の活用が可能となりました。

当組合では、対象者に対して2ヶ月に一度、医科（入院及び外来）、歯科、調剤、療養費として給付したものをそれぞれ月ごとに記載した医療費通知をご自宅宛てに送付しています。

医療費通知見本



送付月と対象となる診療月

送付月	対象診療月
3月	11月・12月
5月	1月・2月
7月	3月・4月
9月	5月・6月
11月	7月・8月
1月	9月・10月

※ 毎月末日に送付

お手元の医療費通知は、捨てないで大切に保管してください。

なお、紛失等された場合は再発行ができませんので予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら組合までお問い合わせください。

【注意事項】

- ・通知の作成は、埼玉県国保連合会に委託しているため再発行はできません。
- ・11月及び12月診療分については、3月末の送付になるため、医療費控除の際は明細書の作成、または医療機関等の領収書による対応をお願いいたします。
- ・診療を受けたものすべてについて記載されるものではありません。
- ・医療機関等からの請求遅れによる未着の請求分や審査による医療費の変更等もあるため、支払われた金額と必ずしも一致しない場合があります。
- ・公費負担金、各自治体単独の医療費助成による負担金の一部負担金減免については、当組合では把握していないため、記載をしておりません。医療費控除の際は、各自治体にお問い合わせいただき、ご自身で修正してください。
- ・医療費通知は、確定申告で医療費控除を受ける場合の給付証明になりますが、医療費支払額の証明にはなりません。

県税からのお知らせ

県税・市町村税 滞納整理強化期間 (平成29年10月～12月) 統一スローガン「ストップ!滞納」

税金の滞納は、納期限内に納税していただいている方との公平を欠くものです。「公平な徴収」に対する納税者の信頼を確保するため、地方税(県税・市町村税)の滞納整理を一層推進し、滞納を防止しなければなりません。

また、県と県内市町村の地方税収入未済額の合計が、平成28年度決算(速報値)で608億円(うち個人住民税は401億円 割合:66.0%)となっており、自主税源である地方税の税収確保に危機的な影響を及ぼしています。

県と県内すべての63市町村では、「ストップ!滞納」を合言葉に「県税・市町村税 滞納整理強化期間」(平成29年10月～12月)を設定し、徹底した滞納整理を進めてまいります。



埼玉県と県内全市町村からのお知らせ

ストップ!滞納

県

税

市町村税

税金の滞納は、期限内に納税している方との公平を欠くものです。
埼玉県・市町村では、集中的に滞納者への催告や財産の差押えなどを行います。
特別な事情があって納税できない場合は、ご相談ください。

滞納整理強化期間
平成29年10月～平成29年12月



埼玉県・市町村
個人住民税税収確保対策協議会

特徴的な取組

- 差押えの早期着手、給与差押えの強化
- 個人住民税の特別徴収義務者に対する電話催告、文書催告の強化
- 県、市町村による合同搜索、不動産共同公売を実施

昨年度実績〈全県〉

- 差押件数 11,960件(預貯金、給与、生命保険、不動産、自動車など)
- 文書催告件数 710,982通
- 不動産共同公売 公売公告物件数49物件 落札物件数13物件 公売落札価額177,418千円

参考 「ストップ!滞納」税金の滞納は許しません

～10月から12月は県税・市町村税滞納整理強化期間です～

(県ホームページ) <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-tainou.html>

お問合せ: 熊谷県税事務所 (Tel.048・523・2809)

又は 県個人県民税対策課 (Tel.048・830・2647)

日時 平成 29 年 10 月 6 日 (金)
9 時 30 分～
場所 杉ヶ崎センターパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所副所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

- (1) 中学生・高校生の「税の作文」の応募状況について (総務課)
優秀作品は、11月15日(水)に熊谷文化創造館「さくらめいと」で開催する「納税表彰式」にて表彰します。
- イ 中学生の「税についての作文」
管内中学校 30 校 応募校数 30 校
管内生徒数 9,716 名 応募編数 8,816 編 (前年比 94.7%、応募率 90.7%)
 - ロ 税に関する高校生の作文
応募校数 7 校 応募編数 954 編 (前年比 114.1%)

中学生の「税についての作文」事業につきましては、税理士会熊谷支部長賞を設けていただくなど、日頃からご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

応募状況につきましては、管内全中学校 30 校から 8,816 編と、9 割以上の生徒さんからの応募がありました。

なお、国税庁主催の「税に関する高校生の作文」事業につきましても、7 校から 954 編の応募がありました。

優秀作品は、11 月 15 日（水）に熊谷文化創造館「さくらめいと」で開催する「納税表彰式」にて表彰します。

また、納税表彰式には寺山支部長にご列席いただく予定でありますので、よろしくお願いいたします。

(2) 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書の発送について

(管理運営部門)

発送日 平成 29 年 10 月 24 日（火）

年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書の発送日につきましては、埼玉県内税務署統一で平成 29 年 10 月 24 日（火）となっておりますので、ご承知おきください。

(3) 給与支払報告書連続用紙の送付等について

(管理運営部門)

事前に申込をいただいております、給与支払報告書の連続用紙につきまして、10 月 25 日（水）以降順次、お渡しいたします。署から申込者あてに個別にご連絡又はお送りいたしますので、ご承知おきください。

(4) 個人の消費税課税事業者に対する振替納税の利用勧奨について

(管理運営部門)

対象者 平成 28 年分課税事業者
平成 29 年分新規課税事業者
平成 30 年分新規課税見込事業者
(上記のうち、口座振替未利用者)

発送日 平成 29 年 10 月下旬（予定）

口座振替の利用勧奨に日頃からご協力いただきまして、ありがとうございます。個人の消費税課税事業者のうち次の対象者に対しまして、文書による利用勧奨を実施いたします。発送は 10 月下旬を予定しております。

関与先等に対しまして、引続き利用勧奨いただきますようお願いいたします。

(5) 決算説明会の開催について

(個人課税部門)

イ 青色決算説明会

日時：平成 29 年 12 月 1 日（金）午前 10 時から正午（事業所得者を対象）
午後 2 時から 4 時（不動産所得者を対象）

平成 29 年 12 月 8 日（金）午前 10 時から正午（事業所得者を対象）
会場：熊谷文化創造館さくらめいと会議室 1

ロ 白色決算説明会

日時：平成 29 年 12 月 6 日（水）午前 10 時から正午（事業所得者を対象）
会場：熊谷文化創造館さくらめいと会議室 2

決算説明会の講師を本年度も税理士会熊谷支部の先生方をお願いすることとなりました。年末を控え、業務ご多忙のところ恐縮ではありますが、担当される先生方におかれましてはよろしくお願ひいたします。

昨年度は講師用資料の配布が開催間際となりご心配・ご迷惑をお掛けしましたが、国税局から資料が届き次第の送付となりますことを予めご了承願ひます。

(6) 確定申告期の無料申告相談について (個人課税部門)

平成 29 年分確定申告期の無料申告相談の委託先について、先日 9 月 29 日（金）に税理士会に決定した旨の連絡がありました。従事していただく日数は昨年と同じ 113 人日となっております。

具体的な会場運営等につきましては担当役員の先生と協議を経てからとなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

(7) 医療費控除に関する改正について (個人課税部門)

平成 29 年分の確定申告から、医療費控除に関して、次のイ・ロのとおり改正が行われておりますので、関与先等からのお問い合わせがあった際にはご指導願ひます。

イ 医療費の明細書の添付義務化

別添 1 「医療費控除は領収書が提出不要となりました」参照

医療費控除の適用を受ける場合、医療費の領収書の添付又は提示に代えて、医療費の明細書又は医療保険者等の医療費通知書を確定申告書に添付することとなりました。

なお、確定申告期限から 5 年間は医療費の領収書の提示又は提出を依頼する場合がありますので、保管に関しご留意願ひます。

また、平成 29 年分から 31 年分までの確定申告については、領収書の添付又は提示によることもできます。

詳細については別添 1 「医療費控除は領収書が提出不要となりました」を参照してください。

ロ セルフメディケーション税制の創設

別添 2 「医療費を支払ったとき」参照

平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において、従来の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除を適用できることとなりました。

改正の内容については、今後、協議会や研修会などを通じてお話をさせていただきますが、概略については別添 2「医療費を支払ったとき」を参照してください。

(8) 関与先企業等の従業員が確定申告する場合の国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用推進について (個人課税部門)

平成 29 年分の確定申告につきましても、引き続き、自宅等からの ICT を利用した申告の推進を図るため、今後、国税局及び税務署の幹部が管内企業の代表者等に対しまして、従業員の方に対する自宅等からの国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告の推進を目指し、働き掛けを実施することとしております。

つきましては、税理士会熊谷支部の先生方におかれましては、関与先企業等に対しまして、従業員の方への「確定申告書等作成コーナー」の利用を積極的にお勧めくださるようご理解とご協力をお願いいたします。

(9) 軽減税率制度説明会の開催について (法人課税部門)

開催日時		開催場所等		連絡先
日	時間	場所	定員	
平成 29 年 10 月 16 日 (月)	①10:00～ 11:30	熊谷市宮町 2 丁目 39 熊谷市立商工会館 (2 階大ホール)	各 100 名	熊谷税務署 法人課税第一部門 048-521-5962 (ダイヤルイン)
	②13:30～ 15:00			
平成 29 年 10 月 30 日 (月)	①10:00～ 11:30	深谷市仲町 20-2 深谷公民館 (大会議室)	各 100 名	熊谷税務署 個人課税第一部門 048-521-5649 (ダイヤルイン)
	②13:30～ 15:00			
平成 29 年 11 月 22 日 (水)	①10:00～ 11:30	寄居町寄居 1180-1 寄居町役場 (6 階 601 号室)	各 100 名	熊谷税務署 法人課税第一部門 048-521-5962 (ダイヤルイン)
	②13:30～ 15:00			

混雑の状況等により、受講いただけない場合があります。

説明会終了後、簡単なアンケートを実施しますので、筆記用具をご持参下さい。駐車場には限りがありますので、公共交通機関等をご利用ください。

熊谷税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となりますので、関与先に指導くださいますようお願いいたします。なお、他署の開催状況については、国税庁のHPでご覧いただくことができますので参考までにお伝えします。

(10) 平成29年分年末調整説明会の開催について

(法人課税部門)

開催日	開催時間	開催場所	対象地域(者)
11月20日(月)	13:30~16:00	熊谷文化創造館 さくらめいと 太陽のホール 熊谷市拾六間111-1	熊谷市 深谷市 寄居町

徴収義務者に対する年末調整関係用紙等の発送は10月末以降を予定しています。

(11) 法人税調査時の「収入印紙の貼付状況の見直しについて」の回答について

(法人課税部門)

別添3-1「収入印紙の貼付状況の見直しについて」参照

別添3-2「回答書」参照

平成29年11月1日(水)以降新規着手の法人税調査(建設業)について実施します。別添3-1「収入印紙の貼付状況の見直しについて」の文書により、別添3-2「回答書」で回答していただきますようお願いいたします。

関東信越国税局では、適正公平な課税の確保のため、納税者に対し、自発的に適正申告をお願いするなど、効果的・効率的な事務運営を進めています。

印紙税についても、多角的に情報分析を行い、納付状況を確認していますが、領収証や契約書等への貼付漏れが多数把握されています。

新規取組として、署の法人課税部門が行う法人税調査の際に、収入印紙の貼付について、自発的な見直しをさせていただきます。印紙税が税理士業務から除外されていることは承知していますが、税理士の皆様におかれましては、納税者の自発的な納税義務の履行を確保するため、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

なお、当面の間は、建設業を対象とさせていただきます。

また、関東信越税理士会に対しては、平成29年9月19日(火)に開催された関東信越税理士会の支部長会議において、国税局から同内容を周知させていただきましたのでご理解ご協力をお願いします。

添付書類

- 1 「医療費控除は領収書が提出不要となりました」
- 2 「医療費を支払ったとき」
- 3 - 1 「収入印紙の貼付状況の見直しについて」
- 3 - 2 「回答書」

5 県税事務所からの連絡事項

- 「ストップ！滞納」～県税・市町村税滞納整理強化期間～

医療費控除は 裏面の明細書を作成して提出すればOK!!

領収書が提出不要となりました

改正のポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書” の添付
 が必要となりました。

- ※医療費の領収書は自宅で**5**年間保存する必要があります。
 (税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
 (医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書(裏面)の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

国税太郎さんが受けた医療	
2/18 ■■病院 診療	6,000円 ①
5/28 ■■病院 診療	3,400円 ①
▲▲薬局 医薬品	700円 ②
国税花子さんが受けた医療	
9/13 ○○診療所 診療	3,300円 ③
	医薬品 1,100円

平成 年分 医療費控除の明細書
 ※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 国税 太郎

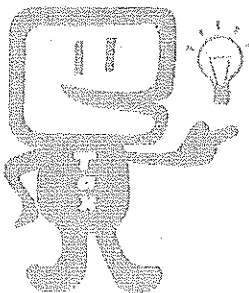
1 医療費通知に関する事項
 医療費通知(1)を添付する場合は、右記の1)~3)を記入します。
 ※医療費通知が発行された医療費の区分は、この欄に記入してください。
 (医療費通知が発行されていない医療費は、この欄に記入しないでください。)

(1) 医療費通知に添付された医療費の額	(2) 1)の区分が「療養」に属する医療費の額	(3) 2)の区分が「療養」に属する医療費の額
円	円	円

(注)医療費通知の氏名、生計を同じった配偶者、生計を同じった同居の親族等が支払った医療費の額、医療費通知の氏名

2 医療費(上記1以外)の明細
 (医療を受けた方の氏名)、「病院・薬局などの支払先の名称」にそれぞれを記入することができ、上記に記入したもののうち、記入しないものは、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
太郎	■■病院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	9,400円
	▲▲薬局	☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☑医薬品購入 ☐その他の医療費	700円
	○○診療所	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☑医薬品購入 ☐その他の医療費	4,400円



・医療を受けた人
 ・病院・薬局
 ごとに医療費を合計して記載します。

2 医療費(上記1以外)の明細欄の書き方

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
① 国税 太郎	■■病院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	9,400円
② 同上	▲▲薬局	☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☑医薬品購入 ☐その他の医療費	700円
③ 国税 花子	○○診療所	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☑医薬品購入 ☐その他の医療費	4,400円

医療費控除の申告は
確定申告書等作成コーナーで!
 「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー
www.keisan.nta.go.jp



セルフメディケーション税制の明細書は国税庁ホームページからダウンロードしてください。

平成 年分 医療費控除の明細書

※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※ 医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円 ⑦	円 ⑧	円 ⑨

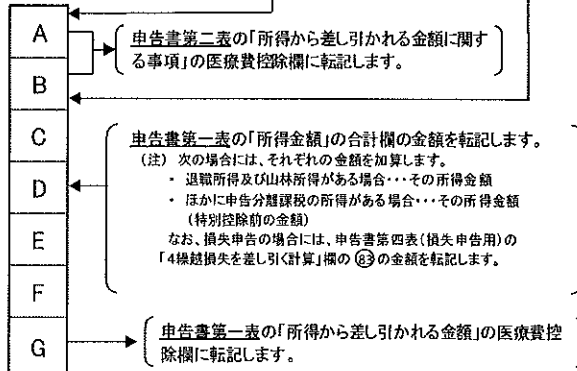
2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したのものについては、記入しないでください。

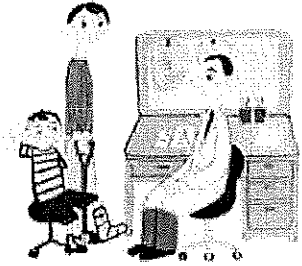
(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2の合計			⑩	⑪
医療費の合計			A (⑦+⑩) 円	B (⑨+⑪) 円

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 円
保険金などで補填される金額	(赤字のときは0円)
差引金額 (A-B)	(赤字のときは0円)
所得金額の合計額	
C × 0.05	(赤字のときは0円)
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	
医療費控除額 (C-E)	(最高200万円、赤字のときは0円)



医療費を支払ったとき



医療費を支払うと
税金が戻ってくると
聞いたのですが…



医療費控除(従来の医療費控除)

多額の医療費を支払ったときは、確定申告を行うことで所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

- あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額が医療費控除として所得金額から差し引かれます。
- 1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費に限って控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。
- 従来の医療費控除の適用を受けることを選択した方は、セルフメディケーション税制を受けることはできません。
→P16「医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)」参照

◎医療費控除額の計算方法

$$\boxed{\text{その年中に支払った医療費}} - \boxed{\text{保険金などで補填される金額}} - \boxed{\text{10万円又は所得金額の5\% (どちらか少ない額)}} = \boxed{\text{医療費控除額 (最高200万円)}}$$

注:医療費控除により軽減される税額は、その方に適用される税率により異なります。

〈控除を受けるための手続〉

- 医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。
- その際、医療費の明細書又は医療保険者等が発行した医療費通知書を、確定申告書の提出の際に添付する必要があります。
注1:平成29年分の確定申告書を平成29年12月31日以前に提出する場合や平成28年分以前の確定申告書を提出する場合は、医師などが発行した領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。
注2:平成31年分までの確定申告については、医療費の明細書又は医療保険者等が発行した医療費通知書の添付に代えて、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。
注3:注1及び注2の場合において、後日、医療費の領収書が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示(申告書を送付される場合には、医療費の領収書の返戻を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封)してください。
- 医療費の明細書を添付する場合、確定申告期限等から5年間は、税務署長から医療費の領収書(★)の提示又は提出を求められたとき、この領収書を提示又は提出する必要があります。
★確定申告書の提出の際に添付した医療費通知書に係る領収書は除きます。

◇医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの(例示)	控除の対象に含まれないもの(例示)
<ul style="list-style-type: none"> ●医師、歯科医師による診療や治療の対価 ●治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師などによる施術の対価 ●助産師による分娩の介助の対価 ●医師等による一定の特定保健指導の対価 ●介護福祉士等による喀痰吸引等の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 <ul style="list-style-type: none"> ・通院費 ・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・医師等の送迎費 ・医療器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉づえや義歯等の購入の費用 ・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用等に当たるもの ・6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書(「おむつ使用証明書」)のあるもの ●介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ●健康診断の費用 ●タクシー代(電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除きます。) ●自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ●治療を受けるために直接必要としない、近視、遠視のための眼鏡等の購入の費用
<ul style="list-style-type: none"> ●保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●親族に支払う療養上の世話の対価
<ul style="list-style-type: none"> ●治療や療養に必要な医薬品の購入の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ●医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるために直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用 	<ul style="list-style-type: none"> ●疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入の費用(疾病を予防するための予防接種の費用を含みます。)
<ul style="list-style-type: none"> ●病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用 	<ul style="list-style-type: none"> ●親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼

注1:人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けたとき、又は特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診査の費用は医療費控除の対象となります。

注2:おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

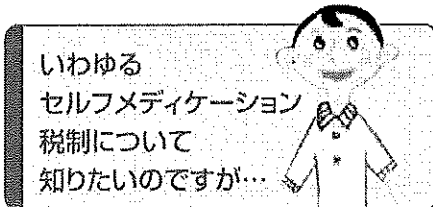
●介護保険制度の下で提供される施設・居宅サービス等の対価についての医療費控除の取扱いは、国税庁ホームページをご覧ください。

◇保険金などで補填される金額

- ① 生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補填を目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金など
- ② 社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規定に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金
例えば、健康保険法の規定により支給を受ける療養費や出産育児一時金、家族出産育児一時金、家族療養費、高額療養費、高額介護合算療養費など
- ③ 医療費の補填を目的として支払を受ける損害賠償金
- ④ 任意の互助組織から医療費の補填を目的として支払を受ける給付金

注1:保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引けません。

注2:保険金などで補填される金額が確定申告書を提出するときに確定していない場合には、その補填される金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。後日、補填される金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告(見込額より受領額の方が多い場合)又は更正の請求(見込額より受領額の方が少ない場合)の手続により訂正することになります。



医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)

特定の医薬品を購入したときは、確定申告を行うことで所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

●あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組(※)を行っており、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った特定一般用医薬品等購入費があるときは、次の算式によって計算した金額が医療費控除として所得金額から差し引かれます。

※一定の取組とは、人間ドックやインフルエンザの予防接種など法令に基づき行われる健康の保持増進及び疾病の予防への取組をいいます。

- 1月1日から12月31日までに実際に支払った医薬品購入費に限って控除の対象となります。
- セルフメディケーション税制の適用を受けることを選択した方は、従来の医療費控除を受けることはできません。

→P15「医療費控除(従来の医療費控除)」参照

●セルフメディケーション税制に係る医療費控除額の計算方法

$$\boxed{\text{その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費}} - \boxed{\text{保険金などで補填される金額}} - \boxed{12,000\text{円}} = \boxed{\text{セルフメディケーション税制に係る医療費控除額 (最高8万8千円)}}$$

注:医療費控除により軽減される税額は、その方に適用される税率により異なります。

〈控除を受けるための手続〉

- セルフメディケーション税制に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。
- その際、医薬品購入費の明細書を確定申告書の提出の際に添付する必要があります。
注1:平成29年分の確定申告書を平成29年12月31日以前に提出する場合は、医薬品購入費の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。
注2:平成31年分までの確定申告については、医薬品購入費の明細書の添付に代えて、医薬品購入費の領収書の添付又は提示によることもできます。
- 確定申告期限等から5年間は、税務署長から医薬品購入費の領収書の提示又は提出を求められたとき、この領収書を提示又は提出する必要があります。
- また、セルフメディケーション税制の適用を受ける方がその適用を受けようとする年分に一定の取組を行ったことを明らかにする書類を確定申告書に添付するか、又は確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

◇セルフメディケーション税制の対象となる特定一般用医薬品等購入費

- 一般用医薬品等(新医薬品に該当するもの及び人の身体に直接使用されることのないものを除きます。)のうち、医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高いものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるもの(いわゆるスイッチOTC薬)の購入の対価をいいます。
- セルフメディケーション税制の対象とされるスイッチOTC薬の具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページ(www.mhlw.go.jp)をご覧ください。
- なお、一部の対象医薬品については、その医薬品のパッケージにセルフメディケーション税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

平成〇年〇月〇日

収入印紙の貼付状況の見直しについて

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただきありがとうございます。

さて、印紙税は、納税者自らが課税文書を作成する際に収入印紙を貼付して消印することで納付することとされています。

税務署では、適正かつ公平な課税を実現するため、様々な角度から情報の分析を行い、印紙税の納付状況を確認しておりますが、領収書(証)や契約書等への収入印紙の貼付漏れが散見されます。

つきましては、貴社が作成した課税文書のうち、領収書(証)や契約書等に対する収入印紙の貼付状況を自主監査していただき、その結果を「回答書」でご回答ください。

なお、課税文書に該当するかどうかは、別途交付しますリーフレット及び「印紙税の手引」で判断し、ご不明な点がある場合には、担当者までお問い合わせください。

自主監査の結果、不納付(貼付漏れ)がある場合には、「印紙税不納付事実申出書」をご提出いただくこととなり、印紙税法第20条第2項の規定により過怠税(1.1倍)が賦課決定されます。

また、担当者が内容の確認を行う場合には、印紙税の調査となります。

この文書は、行政指導として交付しているものであり、その責任者は熊谷税務署長です。

担	熊谷税務署 法人課税第〇部門
当	〇〇 〇〇
者	Tel.048-521-〇〇〇〇 (直通)

平成 年 月 日

税務署長 宛

法人名.....

代表者氏名.....

回答作成者.....

回 答 書

お尋ねの事項について、下記のとおり回答します。

記

確認した期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
--------	---------------------

号数	文書名	見本提出	確認通数	店舗名		課税通数	不貼付通数
				確認結果			
17	領収書・レシート	<input type="checkbox"/>	通	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		通	通
		<input type="checkbox"/>	通	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		通	通
		<input type="checkbox"/>	通	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		通	通
		<input type="checkbox"/>	通	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		通	通
		<input type="checkbox"/>	通	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		通	通
不納付税額合計			円	不貼付通数合計		通	通
参考事項							

収入印紙の残高 (確認日現在) (. . .)	円	収入印紙の 年間購入額	年 月期 (年)	円
			年 月期 (年)	円
			年 月期 (年)	円

<記載方法>

回答書は事業所等別に作成し、各欄を以下のとおり記載してください。

なお、収入印紙の貼付漏れの有無にかかわらず、確認した各文書のコピー（見本）等をサンプルとして提出してください。

また、適宜の様式で同様の内容を回答されても差し支えありません。

- ・「確認した期間」欄 : 文書を確認した期間を記載ください。
なお、原則、直近3事業年度分を確認してください。
- ・「文書名」欄 : 確認した文書をチェックしてください。
- ・「見本提出」欄 : 見本として提出する文書にチェックをしてください。
- ・「確認結果」欄 : 収入印紙の貼付漏れの有無を記載してください。
- ・「確認通数」欄 : 確認した文書(通)数を記載してください。
- ・「課税通数」欄 : 収入印紙を貼付すべき通数を記載してください。
- ・「不納付通数」欄 : 収入印紙の貼付もれ(税額不足を含みます。)通数を記載してください。
- ・「不納付税額」欄 : この回答における収入印紙の貼付不足額を記載してください。
- ・「参考事項」欄 : 上記のほか、参考となる事項を記載してください。
- ・「収入印紙残高」欄 : 確認日現在の収入印紙の残高を記載してください。
- ・「収入印紙年間購入額」欄 : 事業期間毎の収入印紙の年間購入金額を記載してください。

平成 29 年 10 月 6 日 (金)

ホテル ガーデンパレス

関東信越税理士会熊谷支部研修会

広大地評価の見直し

～平成 30 年 1 月 1 日以降に相続・遺贈
贈与により取得した土地の評価に適用～

講 師

熊谷支部 税理士 神 田 福 男

広大地評価の見直し

～平成30年1月1日以降に相続・遺贈・
贈与により取得した土地の評価に適用～

1 現行の取扱い

- ① その地域の標準的な宅地の地積に比べて著しく広大な宅地である。
- ② 開発行為を行うとした場合には、道路や公園などの公共公益的施設用地の負担が必要である。
- ③ 大規模工場用地に該当するものでない。
- ④ 中高層の集合住宅等の敷地用地に適しているものでない。
- ⑤ 以上の要件に該当する宅地を「広大地」として、面積に比例的に減額する評価方式が採用されている（財産評価基本通達（以下「評基通」という。）24-4「広大地の評価」=旧通達）。

2 現行の評価方法（適用の範囲）

- ① 広大地については、土地の形状、道路との位置関係等の事情補正（評基通15から20-5までの定め（右図））は考慮せず、正面路線価、広大地補正率及び地積の3要素を用いて評価する。
- ② 評基通24-6（セットバックを必要とする宅地の評価）も適用しない。
- ③ 広大な市街地農地等、市街地山林及び市街地原野についても適用要件を満たせば、広大地補正率の適用があるが、宅地造成費相当額は控除しないで評価する。

(図) 財産評価基本通達

- 15 奥行価格補正
- 16 側方路線影響加算
- 17 二方路線影響加算
- 18 三方又は四方路線影響加算
- 19 削除（平3課評2-4外）
- 20 不整形地の評価
- 20-2 無道路地の評価
- 20-3 間口が狭小な宅地等の評価
- 20-4 がけ地等を有する宅地の評価
- 20-5 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地の評価

《広大地の価額算式》

広大地の価額=正面路線価×広大地補正率×地積

《広大地補正率の算式》

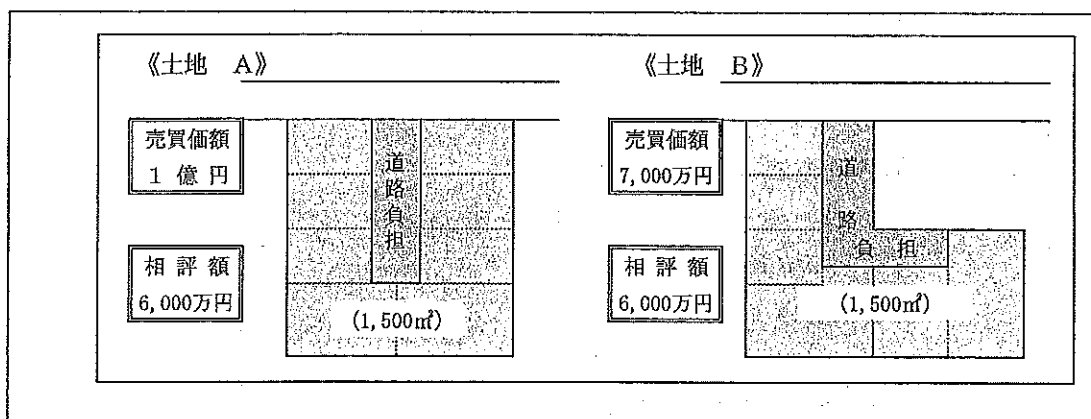
広大地補正率=0.6-0.05×地積/1,000㎡

- ④ 市街化調整区域内の土地についても、都市計画法の定めにより開発行為を許可することができることとされた区域内の土地であり、条例によって、戸建分譲を目的とした開発行為を行うことができる場合には広大地補正率の適用の余地はある。

- ⑤ 評基通 24-4 (広大地の評価) に該当しない土地。
 - ア すでに開発を了しているマンション・ビル等の敷地用地
 - イ 現に宅地として有効活用されている建築物等の敷地 (大規模店舗、ファミリーレストラン等)
 - ウ 原則として、容積率 300%以上の地域
 - エ 公共公益的施設用地の負担がほとんど生じないと認められる土地
 - オ 路地状開発を行うことが合理的と認められる場合

3 見直しの背景

- ① 現行の「広大地の評価」では、広大地の形状等に関係なく、道路や公園などの負担を考慮して面積が広がるほど評価額が減額されるため、実際の取引価額よりも相続税評価額が大きく下回る場合が生じている。



- ② 適用要件の判断に関して、審査請求や訴訟となるケースが多発している。

4 見直し内容の概要

- (1) 面積に比例的に減額する評価方法から、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法に見直しがされた。(評基通 20-2「地積規模の大きな宅地の評価」= 新通達 ⇒評基通 24-4「広大地の評価」は廃止。)

ア 地積規模の大きな宅地で、一定の地区に所在するものの価額は、評基通 15 (奥行価格補正) から同 20 (不整形地の評価) までの定めにより計算した価額に、その宅地の地積の規模に応じ、次の算式により求めた「規模格差補正率」を乗じて計算した価額によって評価する。

(算式)

$$\text{規模格差補正率} = \frac{\text{A} \times \text{B} + \text{C}}{\text{地積規模の大きな宅地の地積 (A)}} \times 0.8$$

(注) 上記算式中の「B」と「C」は、別表に掲げられている。

イ 「地積規模の大きな宅地」

「地積規模の大きな宅地」とは、三大都市圏においては 500 m²以上の地積の宅地、それ以外の地域においては 1,000 m²以上の地積の宅地で、次のいずれかに該

当するものを除く。

A 市街化調整区域（宅地分譲に係る開発行為を行うことができる区域を除く。）
に所在する宅地

B 工業専用地域（都市計画法8①一）に所在する宅地

C 容積率が400%（東京都特別区においては、300%）以上の地域に所在する
宅地

ウ 「一定の地区」

評基通14-2（地区）に定める『普通商業・併用住宅地区』及び『普通住宅地区』
として定められた地域に所在する宅地

なお、倍率地域内の宅地については、『普通住宅地区』に所在するものとする
（評基通21-2）。

エ 「別表」

A 三大都市圏に所在する宅地			
地区区分 記号		普通商業・併用住宅地区	
		⑧	⑨
地積㎡		普通商業・併用住宅地区	普通住宅地区
500以上	1,000未満	0.95	25
1,000以上	3,000未満	0.90	75
3,000以上	5,000未満	0.85	225
5,000以上		0.80	475

B 三大都市圏以外の地域に所在する宅地			
地区区分 記号		普通商業・併用住宅地区	
		⑧	⑨
地積㎡		普通商業・併用住宅地区	普通住宅地区
1,000以上	3,000未満	0.90	100
3,000以上	5,000未満	0.85	250
5,000以上		0.80	500

（注）「別表」は、国税庁が作成したのではなく、すべて外部で作成した。

オ 「三大都市圏」は、次の地域をいう。

A 首都圏整備法に規定する既成市街地又は近郊整備地帯

- ・熊谷市内、旧大里町は「近郊整備地帯」であるため 三大都市圏の地域。
- ・旧大里町を除く熊谷市、深谷市、寄居町は、三大都市圏以外の地域

B 近畿圏整備法に規定する既成都市区域又は近郊整備区域

C 中部圏開発整備法に規定する都市整備区域

5 見直しのポイント

- (1) 「地積規模の大きな宅地の評価」も「広大地の評価」と同様に戸建住宅用地としての分割分譲に伴う減価を反映させるものといえるが、その適用要件は大きく簡素化された。
- (2) 適用要件が簡素化されたことから、これまでのように判断に苦慮することが激減するものと考えられる。
- (3) これまでに比べて補正率は下がるが、これまで適用できなかったマンション等の敷地の適地、既に宅地として有効利用されている建物等の敷地、路地状開発することが合理的な宅地等であっても、「地積規模の大きな宅地の評価」の対象になるものと考えられる。
- (4) 評基通 15（奥行価格補正）から同 20（不整形地補正）まで、及び 20-3（無道路地の評価）から 20-6（容積率の異なる 2 以上の地域にわたる宅地の評価）が適用になる。
- (5) 評基通 24-6（セットバックを必要とする宅地の評価）も適用になる。
- (6) 市街地農地等、市街地山林及び市街地原野についても適用になる。

宅地造成費相当額については、改正後、「規模格差補正率」を含めた土地の個別的要因の事情補正を行った後の価額が、評基通 40、49、58-3 にいう「その農地（山林、原野）が宅地であるとした場合の 1 m²当たりの価額」となることから、その価額から控除することになると考えられる。
- (7) 倍率地域についても適用になる区域がある。その場合の地区は「普通住宅地区」とする（評基通 21-2）。
- (8) 評基通 15（奥行価格補正）の付表 1「奥行価格補正率表」の「普通商業・併用住宅地区」「普通住宅地区」の一部について、「奥行価格補正率」の改正が行われている。

6 参考

○ 三大都市圏に所在する宅地 1,200㎡の場合

事例1 (普通住宅地区)

40m
1,200㎡
30m
路線価 300

事例2 (普通住宅地区)

30m
1,200㎡
50m
15m 路線価 300

事例1

$$300,000\text{円} \times 0.95 \times 1.00 \times 0.77 \times 1,200\text{㎡} = 263,340,000\text{円}$$

路線価 奥行価格補正率 不整形地補正率 規模格差補正率 地積 相続税評価額

事例2

$$300,000\text{円} \times 0.89 \times 0.96 \times 0.77 \times 1,200\text{㎡} = 236,839,680\text{円}$$

路線価 奥行価格補正率 不整形地補正率 規模格差補正率 地積 相続税評価額
(奥行長大補正率)

※ 規模格差補正率

地積	ⓑ	ⓒ			
$1,200\text{㎡} \times 0.90 + 75$			×	0.8	=
1,200㎡					0.77
地積					

現行通達 (事例1及び2ともに同額)

$$300,000\text{円} \times 0.54 \times 1,200\text{㎡} = 194,400,000\text{円}$$

正面路線価 広大地補正率 地積 相続税評価額

※ 広大地補正率(端数処理はしない)

0.6	-	0.05	×	$\frac{\text{地積}(1,200)\text{㎡}}{1,000\text{㎡}}$	=	0.54
-----	---	------	---	--	---	------

